項目	事業名	補助対象者	事業の概要等	要綱等	財源			担当
					国	県	町	
機械	大型共同利用機械導入事業	概ね20人以上の構成員を有する集落営農組織等	30万円以上の機械導入経費の ①新規導入　20% ②更新　　　20%	伯耆町大型共同利用機械導入事業補助金交付要綱			10/10	横山
機械	担い手農業者機械導入支援事業	人・農地プランに定める中心経営体（認定、準認定、認定新規就農者等）	30万円以上の機械導入経費の20%	伯耆町担い手農業者機械導入支援事業補助金交付要綱			10/10	横山
機械	中山間地域を支える水田農業支援事業	人・農地プランの中心経営体に位置付けられている個人農業者（概ね3名以内の共同体含む）で、認定農業者、集落営農組織、集落営農組織の構成員、認定新規就農者は除く	水田農業の維持・発展に必要な農業用機械の導入等に必要な経費を支援する。 【要件】 (1)農業経営又は基幹的農作業を行う水田が中山間地域内にあること (2)集落営農体制強化又は認定農業者を目指した事業活用であること。 (3)目標時の農業経営を行う水田面積が概ね2.5ha以上であること、又は経営集積率が25%以上であること (4)導入機械の規模が適正であり、過剰となるような機械導入にならないこと。 補助率：1/2（県1/3　町1/6） 補助上限額：3,000千円	鳥取県中山間地域を支える水田農業支援事業補助金交付要綱 鳥取県中山間地域を支える水田農業支援事業実施要領		1/3	1/6	横山
機械・施設	がんばる農家プラン事業	以下のいずれかに該当するもの 認定農業者、雇用増につながる取組であること、省エネルギー対策に係る取組でること	農業者が作成した規模拡大・売上高アップ等に係るプラン（営農計画）の達成のために行う取組に対し、必要な経費の一部を助成。 ・事業費の1/2補助 最長3年間継続、事業費限度額：個人9,000千円／年　法人21,000千円／年	がんばる農家プラン事業費補助金交付要綱 がんばる農家プラン事業実施要領		1/3	1/6	横山
機械・施設	スマート農業社会実装加速化総合支援事業	認定農業者、集落営農組織、任意組織、市町村公社	①実装加速化支援：スマート農業の実践に必要な農業用機械等の導入に係る経費を支援。 　実施主体：認定農業者、集落営農組織、任意組織、市町村公社 　主な要件：生産管理システム（スマートフォン、PC等で操作可能で圃場管理や環境測定の機能を有するもの）を導入すること 　補助率　1/2（県1/3　町1/6）　補助事業費上限額　個人9,000千円　法人21,000千円 ②ドローン講習支援：ドローン講習に係る受講経費を支援 　実施主体：認定農業者、集落営農組織（構成員及び従業員） 　補助率：1/2（県費のみ）補助事業費上限300千円／1人　※1経営体あたり2人まで可 ③負担軽減支援：作業の軽労化を進めるアシストスーツの導入経費を支援 　実施主体：実施主体：認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、任意組織 　補助率：1/3（県費のみ）　補助事業費上限300千円	スマート農業社会実装加速化総合支援事業補助金交付要綱 スマート農業社会実装加速化総合支援事業実施要領		1/3	1/6	横山
機械・施設	園芸産地活力増進事業	①JA、JA生産部、全農 ②生産組織、農業法人、市町村公社、広域生産組織、JA等 ③生産組織、農業法人、市町村公社、JA等	①発展・育成タイプ：農作業用共同機械、出荷調整施設、パイプハウス等の導入に要する経費 ②中山間地域等特産物育成タイプ：野菜・花卉・果樹の生産組織づくり、生産に必要な機械・施設の整備（パイプハウスは面積要件あり） ③軽労化支援タイプ：軽労化や効率化による作業性の改善に要する経費（無動力アシストスーツ等）	園芸産地活力増進事業費補助金交付要綱		1/3	1/6	横山

項目	事業名	補助対象者	事業の概要等	要綱等	財源			担当
					国	県	町	
機械・施設	集落営農体制強化支援事業	集落営農組織	集落営農組織に対して、営農の維持・発展に必要な機械施設等の整備を支援 【維持・継承型】 ①オペレーター等の人材育成研修に要する経費※①は必須の取組み ②畦畔管理を省力化する農業用機械及びグランドカバープランツの導入に必要な経費 ③農作業体験活動等のイベント開催費 補助率：1/2（県1/3、町1/6）但し、②のうち急傾斜地を含む集落営農組織の補助率は3/5（県2/5、町1/5） 補助上限額：①③150千円　②3,300千円（急傾斜地含む場合3,900千円） 【規模拡大型】 ①農業用機械及び付帯施設の導入に要する経費 ②組織化にあたり不要となる個人所有機械の中古販売、廃棄等に要する経費 ③オペレーター育成に要する経費 補助率：1/2（県1/3　町1/6） 補助上限額：小規模組織（経営面積20ha未満）10,500千円 大規模組織（経営面積20ha以上）18,000千円 ※集落営農の規約を締結していること ※人・農地プランに位置づけられている又は位置付けられることが確実であること	鳥取県集落営農体制強化支援事業費補助金交付要綱 鳥取県集落営農体制強化支援事業実施要領		1/3	1/6	横山
機械・施設	農地利用効率化等支援交付金事業 （旧経営体育成支援事業（強い農業・担い手づくり総合支援交付金））	①融資主体補助型：人農地プランに位置付けられた中心経営体等 ②条件不利地域型：農業者等が組織する団体（集落営農組織、農業生産法人等 ③追加的信用供与：県農業信用基金協会	人・農地プランを作成し、実質化の取組みを行う地域の中心経営体等が行う機械等の整備、農地条件等の不利な地域で意欲のある集落営農組織、農業生産法人等が行う共同利用施設・機械等の整備に係る経費を助成し、担い手・集落営農組織等の経営発展を支援する。 補助対象：農業用機械施設等の導入 【①融資主体補助型】 補助率：3/10又は融資額のいずれか低い額（国費のみ） 補助金上限　(1)先進的農業経営確立支援タイプ　法人15,000千円、個人10,000千円 (2)地域担い手育成支援タイプ　3,000千円 【②条件不利地域型】 補助率：1/2又は1/3　補助上限40,000千円	鳥取県経営体育成支援事業費補助金交付要綱 鳥取県経営体育成支援事業実施要領 伯耆町経営体育成支援事業助成金交付要綱	3/10			横山
機械・施設	担い手確保・経営強化支援事業	人・農地プランに位置付けられた中心経営体であり、かつ認定農業者、認定新規就農者若しくは集落営農組織であること、又は農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けている者であること	農地中間管理機構を活用して農地の集積・集約化に取り組む地区において、先進的な農業経営の確立に取り組む担い手が融資を受けて機械・施設の導入を支援 〇融資主体型補助事業 補助対象となる事業内容：・トラクター、田植機、コンバインなどの農業用機械の取得、農業用ハウス、集出荷施設等の設備の取得、畦畔の除去、明渠・暗渠排水の整備など 補助要件： ・事業実施地区は、適切な「人・農地プラン」が作成されていること、 ・農地中間管理機構を活用して農地の集積・集約化を進めている地域（又は活用することが確実な地域）であること。 ・事業費が整備内容ごとに50万円以上であること 補助率：事業費の１／２以内 補助上限額：個人1,500万円、法人3,000万円）	担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱 担い手確保・経営強化支援事業実施要綱 鳥取県担い手確保・経営強化支援事業費補助金 伯耆町担い手確保・経営強化支援事業補助金交付要綱	1/2			横山

項目	事業名	補助対象者	事業の概要等	要綱等	財源			担当
					国	県	町	
機械・施設	ブロッコリー産地の広域化・生産強化総合対策事業 事業実施期間：令和3年度～令和5年度まで	JAブロッコリー部会生産者	農家の労働条件の改善や規模拡大を図ることができるため、利用促進に必要な設備整備や省 力化に必要な機械の支援を行い、農家所得の向上、ブロッコリー産地の強化を図る。 【内容】 （1）規模拡大支援事業…省力化効率化、単収品質向上に係る機械、資材等の導入支援 補助対象経費：規模拡大に必要な機械、資材等のリース導入又は導入整備に必要な経費等及び基盤整備に必要な経費等 事業実施主体：生産組織、JA、農業者、法人　補助率：1/2（県1/3　町1/6） ※産地パワーアップ事業の場合は、リース導入本体価格の1/2国費負担 リース諸経費の1/2県と町で負担（県1/3　町1/6）	ブロッコリー産地の広域化・生産強化総合対策事業費補助金交付要綱 ブロッコリー産地の広域化・生産強化総合対策事業実施要領 鳥取県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱	産パの場合は1/2	1/3	1/6	横山
機械・施設	就農条件整備事業	認定新規就農者	新規就農者の就農時及び就農から5年以内に必要な機械、施設等を新規就農者が整備する場合に助成する 〇補助要件 ・認定新規就農者であること ・10万円以上の農業用機械・施設（単年度の事業費が30万円未満の場合は対象外） ・青年等就農計画に年次別経営計画を添付したもの（事業計画）を作成して市町村の承認を受ける必要がある。 ・就農後5年間、毎年、営農状況報告を市町村に提出する。 ※原則、町内に住所を有する者。 〇補助率：1/2（県1/3　町1/6） 〇補助対象：機械、施設、家畜導入 〇補助事業対象経費上限：【R3年度までの採択者】1,200万円（5年間の合計） 【R4年度～の採択者】600～1,600万円（5年間の合算） （国事業の活用形式に伴って異なる。国事業と合算しての上限） 〇助成期間：最大5年間	鳥取県就農条件整備事業補助金交付要綱 鳥取県就農条件整備事業実施要領		1/3	1/6	横山
基盤整備	しっかり守る農林基盤補助金	農林業者、施設の管理を行う団体	①対象：農業生産基盤の新設、改良及び補修 林道及び作業道の新設、改良及び補修 ため池 ②対象外：国事業の採択要件を満たしている ③採択要件：受益者2戸以上 対象農地が農振農用地 ④対象事業費：10万円以上120万円以下 （土地改良区については10万円以上で上限なし） ⑤補助率：75％（災害復旧の場合は85％）	伯耆町しっかり守る農林基盤補助金交付要綱		50% （42.5%）	25% （42.5%）	森谷
景観	景観形成作物栽培促進事業	町内に住所を有する者又は営農組織	①対象と作物：菜の花、レンゲ又はヒマワリ ②対象地域：町内の農地であり、かつ、町内主要幹線道路、鉄道等に沿った地域又は公共施設周辺 ③栽培面積：30a以上 ④交付金：菜の花及びヒマワリ　1,000円/a、レンゲ　300円/a （圃場面積の5割以上の開花が確認できることが条件）	伯耆町景観形成作物栽培推進事業実施要綱			10/10	森谷

項目	事業名	補助対象者	事業の概要等	要綱等	財源			担当
					国	県	町	
施設	公共施設整備事業(共同作業所)	集落及び連合区、町が認定した生産組合、農事実行組合、協業組合、農業生産法人	①対象:共同作業所(作業場、倉庫等)の新築・増改築 ②補助率:40%以内 ③対象事業費:10万円以上500万円以下 ④国、県補助金がある場合は、これを含め40%以内。 国、県補助金が40%を越える場合は町は補助しない。	伯耆町公共施設整備補助金交付要綱			10/10	森谷
造林	造林事業補助金	自治会、生産森林組合	①対象:鳥取県造林事業費補助金の交付対象となる森林 ②補助率:補助対象事業費から県補助金を差し引いた補助残額の2/10	鳥取県造林事業費補助金交付要綱			10/10	森谷
畜産	和牛肥育ブランド化支援補助金	町内肥育農家	町内の繁殖農家が出荷した和子牛を町内の肥育農家が購入した際に1頭当り10万円を交付する	伯耆町和牛肥育ブランド化等推進事業補助金交付要綱			10/10	遠藤
畜産	和牛オレイン55ブランド化支援補助金	町内肥育農家	肥育農家が出荷した枝肉がオレイン55に認定された場合に1頭当り10万円を交付する	伯耆町和牛オレイン55ブランド化支援事業補助金交付要綱			10/10	遠藤
畜産	優良雌牛家畜導入事業	鳥取西部農協	①町内の和牛繁殖農家がJAの認める優良な繁殖雌牛を導入した場合に購入価格の20%(上限10万円)を補助 ②和牛繁殖農家が優良な雌牛を自家保留した場合に1頭当り5万円を補助 ③和牛繁殖農家が飼養頭数の増加をおこなった場合に1頭当り5万円を補助	伯耆町和牛優良雌牛家畜導入事業補助金交付要綱			10/10	遠藤
畜産	鳥取県和牛振興計画推進事業費補助金(繁殖雌牛増頭加速化対策)	鳥取西部農協	和牛繁殖農家が飼養頭数の増加を図る場合に、実増頭数に係る導入経費の1/2を補助	県要綱により運用	定額	1/3	1/6	遠藤
竹林整備	竹林整備事業	事業主体:町、森林所有者、森林組合、NPO	①採択要件:放置されている竹林 1施行地の面積が0.1ha以上 協定を締結する竹林 ②補助率:8/10(県費のみ)	竹林整備事業実施要領		10/10		森谷
鳥獣対策	イノシシ等被害対策防止事業	集落等の団体がイノシシ侵入防止柵(電気柵、ワイヤーメッシュ柵)設置する場合に購入費用の一部を補助	事業費の2/3を補助	県要綱により運用		1/3	1/3	遠藤
鳥獣対策	有害鳥獣駆除用実包購入費助成事業	銃猟を行う駆除員	有害鳥獣駆除で使用する猟銃の実包(弾)代の一部を補助 散弾銃 上限6,000円 ライフル銃 上限8,000円	伯耆町有害鳥獣駆除用実包購入費助成補助金交付要綱			10/10	遠藤
鳥獣対策	射撃環境改善事業補助金	銃猟を行う駆除員	駆除員が行った射撃練習に要した経費の一部を補助 補助率 2/3	県要綱により運用		1/3	1/3	遠藤
鳥獣対策	集落等イノシシ捕獲檻購入補助事業	集落等の団体がイノシシ捕獲檻を購入する場合に購入費用の一部を補助	購入費用(12万円上限)の1/2を補助する。ただし消費税部分を除く	伯耆町イノシシ等捕獲檻購入費助成補助金交付要綱			10/10	遠藤

項目	事業名	補助対象者	事業の概要等	要綱等	財源			担当
					国	県	町	
鳥獣対策	伯耆町狩猟免許取得補助事業	①狩猟免許取得補助 町内猟友会に加入して有害鳥獣駆除を行う者、又は予定の者 ②煙火消費保安手帳取得 有害鳥獣の追い払いを行う者	①有害駆除を目的に狩猟免許を取得した経費を補助(受験手数料、診断書料、講習テキスト代、切手代) ②煙火消費保安手帳取得・更新に要する経費を補助	伯耆町狩猟免許取得補助金交付要綱			10/10	遠藤
鳥獣対策	有害鳥獣対策用資材購入補助金	①集落等 ②駆除班	①侵入防止柵の補修や範囲の拡大に必要な資材、追払い用花火等 ②捕獲檻の補修資材、くくりわな、追払い用花火等				10/10	遠藤
鳥獣対策	ゴルフ場鳥獣対策用資材補助金	町内ゴルフ場	①ゴルフ場内を守るイノシシ対策用資材の購入費の1/3(上限20万円) ②捕獲檻の購入費の1/3(上限33,333円)				10/10	遠藤
鳥獣対策	畦畔等イノシシ掘り起こし復旧支援事業費補助金	集落、実行組合、営農組織、認定農業者、認定新規就農者	イノシシによる畦畔等の掘り起こし被害の復旧費用の一部を補助 5万円以上の経費の1/2(上限15万円)	伯耆町畦畔等イノシシ掘り起こし復旧支援事業費補助金交付要綱			10/10	遠藤
担い手給付金	新規就農者育成総合対策 (旧農業次世代人材投資資金)	50歳未満で独立・自営就農する者	青年の就農意欲の喚起と就農直後の定着を図り、青年就農者の増大を図るため、次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する。 〇補助要件 ・認定新規就農者であること ・経営開始5年目までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画を策定していること ・経営継承をする場合、新規参入者と同等の経営リスク(新規作目の導入)を負うと市町村に認められること ・市町村の「人・農地プラン」に位置づけられている又は位置づけられることが確実な者あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けている者。 ・原則、前年の世帯所得が600万円以下であること 〇交付額及び補助額 【R4年度～】経営開始資金:経営開始1～3年目150万円/年(就農後3年間)、 経営発展支援事業:就農後5年間の施設機械等の整備支援 (補助対象)機械・施設、家畜導入、果樹、茶新改植、リース料等 (補助率)国1/2 県1/4 本人1/4 事業費上限1,000万円 ※経営開始資金を活用する場合は上限500万円 ※融資活用必須 【R3年度】経営開始1～3年目150万円/年、経営開始4～5年目120万円/年 (最長5年間・前年の所得によらず定額) 補助率:10/10(国費のみ) 【R2年度以前】 150万円/年(最長5年) 前年の総所得(資金を除く)が100万円以上となった場合は、所得金額に応じて所得額を減額。総所得が350万円以上となった場合は交付停止。 補助率:10/10(国費のみ)	農業人材力強化総合支援事業実施要綱 鳥取県農業次世代人材投資事業費補助金交付要綱 伯耆町農業次世代人材投資資金交付要綱	10/10			横山
担い手給付金	就農応援交付金	国事業対象外の認定新規就農者	就農初期の運転資金、基盤整備費及び生活費等に活用可能な、使途の定めのない交付金を交付。 〇補助要件 ・国事業対象外の認定新規就農者 ・青年等就農計画に年次別経営計画等を添付したもの(事業計画)を作成して、町の承認を受ける必要あり。 ・農業次世代人材投資資金(経営開始型)を交付されている方、農の雇用事業を活用中の方は対象外 ・町内に住所を有する方。 〇助成期間及び助成額 1年目:100,000円/月 2年目:65,000円/月 3年目:40,000円/月 〇補助率10/10(県2/3 町1/3)	鳥取県就農応援交付金交付要綱 鳥取県就農応援交付金事業実施要領 伯耆町就農応援交付金交付要綱		2/3	1/3	横山

項目	事業名	補助対象者	事業の概要等	要綱等	財源			担当
					国	県	町	
担い手給付金	親元就農促進支援交付金	以下のいずれかに該当すること。 ①認定農業者 ②町の「人・農地プラン」に地域の中心経営体として位置づけられている者(5年以上の農業経営を有する者に限る) ③地域農業の担い手として支援することが適当であると町が認める者	認定農業者等が、将来経営を移譲する予定の3親等以内の親族に対し、栽培技術や経営ノウハウ等の研修を実施する場合に支援する。 〇補助要件 ・研修生(親元就農者)は、対象者(農業経営主)の3親等以内の親族(配偶者及び兄弟姉妹を除く)で、将来その経営を継承する予定の者であること。 ・研修生の申請時の年齢が55歳未満であること。 ・研修開始後5年以内に農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受ける予定の者。 ・農業経営主と研修生(親元就農者)との間で家族経営協定が締結されていること。 ・研修計画に基づき、年間150日以上かつ年間1200時間以上研修を実施すること。 ・親元就農してから1年以内に研修計画の申請を行うこと。 〇助成期間及び助成額:最大2年間(100,000円/月) 〇補助率:10/10(県2/3　町1/3)	鳥取県親元就農促進支援交付金交付要綱 鳥取県親元就農促進支援交付金事業実施要領 伯耆町親元就農促進支援交付金交付要綱		2/3	1/3	横山
農業用水路	土地改良事業補助金(かんがい排水)	土地改良区及び集落、その他団体	①対象:農業用水路 ②採択要件:国及び県補助事業の対象とならない事業 ③対象事業費:10万円以上120万円以下 (土地改良区については10万円以上で上限はなし) ④補助率:55%以内	伯耆町土地改良事業等補助金交付要綱			10/10	森谷
農地管理	農地中間保有地再生活用事業	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構※実質的には、中心経営体	【対象農地】機構が中間管理権を設定した荒廃農地で、再生することで人・農地プランの中心経営体による活用が見込まれる農地 【基準単価】県1/2　町1/2　上限は、1地区当たり200万円未満 【要件】 (1)チーム会議で対象農地を再生し、人・農地プランの中心経営体に集積することについて協議がなされていること。 (2)再生後の貸借期間は5年以上とすること。(転貸後に賃料が発生する場合は、5年間分は本事業の原資として機構が回収する。)	機構中間保有地再生活用事業実施要領 鳥取県農地中間管理機構支援対策事業費補助金交付要綱 伯耆町機構中間保有地再生活用事業費補助金交付要綱		1/2	1/2	勝部
農地管理	農地を守る直接支払事業費(中山間地域等直接支払交付金)	集落協定、個別協定	【対象農地】農振農用地区域内の一団(1ha以上)の農地(田に限る) 【交付単価】 勾配1/20以上:21,000円/10a 勾配1/100以上1/20未満:8,000円/10a 【要件】 交付金の使途については、予め協定を定める必要あり	中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知) 伯耆町農地を守る直接支払事業費交付金等交付要綱	1/2	1/4	1/4	佐々木
農地管理	多面的機能支払交付金事業	活動組織(集落)	【概要】農村の持つ多面的機能の維持保全を行うため、農地や水路農道等の農業用施設の保全を行うことに交付金を交付する。 【対象農地】活動組織が管理する農振農用地区域内の農地(田、畑、草地) 【交付単価】 田:農地維持支払3,000円/10a、共同活動2,400円/10a、長寿命化4,400円/10a 畑:農地維持支払2,000円/10a、共同活動1,440円/10a、長寿命化2,000円/10a 草地:農地維持支払250円/10a、共同活動240円/10a、長寿命化400円/10a ※ただし、取組内容等により交付単価は変更される。 【要件】 ・活動を行うため、集落単位等で組織を立ち上げて、活動計画を策定して活動を行う。 ・交付金は保全のための活動にのみ支出することが出来る。	多面的機能支払交付金実施要領(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知) 伯耆町多面的機能支払交付金交付要綱	1/2	1/4	1/4	佐々木

項目	事業名	補助対象者	事業の概要等	要綱等	財源			担当
					国	県	町	
農地集積	地域集積協力金交付事業	中間管理事業を活用して ①②6年以上農地を貸し付け、担い手に集積等する集落 ③　①②に準じる ④10年以上農地を貸し付け、リタイア等する農地所有者	①地域集積協力金（集積） 1～3.4万円/10a ②地域集積協力金（集約） 0.5～1万円/10a ③集約化奨励金 1～3万円/10a ④経営転換協力金※地域集積協力金と抱き合わせが条件 1.5万円/10a	伯耆町機構集積協力金交付事業補助金交付要綱	10/10			勝部
農地集積	水田経営受託促進事業	水田の借受面積の通算が1ha以上の認定農業者以外の農業者	1月1日～12月31日までの間に借り受けた水田面積 4,000円/10a	伯耆町水田経営受託促進事業交付金交付要綱			10/10	勝部
農地集積	担い手規模拡大促進事業	認定農業者	1月1日～12月31日までの間に借り受けた農地面積 8,000円/10a	伯耆町担い手規模拡大促進事業交付金交付要綱			10/10	勝部
農道	土地改良事業補助金（農道事業）	土地改良区及び集落、その他団体	①対象：農道 ②採択要件：国及び県補助事業の対象とならない事業 ③対象事業費：10万円以上120万円以下 （土地改良区については10万円以上で上限はなし） ④補助率：60%以内	伯耆町土地改良事業等補助金交付要綱			10/10	森谷
用排水施設	農業水路等長寿命化・防災減災事業	事業主体：県、町、土地改良区、農業者団体等	①対象：農業用用排水施設の長寿命化対策 農業用用排水施設、ため池の防災減災対策 ②採択要件：長寿命化・防災減災整備を作成 受益者数が農業者2者以上 工期3年以内（ため池5年以内） ③対象事業費：200万円以上 ④補助率：過疎地域以外　国50%、県20%、町20%、地元10% 過疎地域　国55%、県20%、町20%、地元5%	鳥取県土地改良事業補助金交付要綱	50%（過疎地域55%）	20%	20%	森谷
林道	土地改良事業補助金（林道事業）	土地改良区及び集落、その他団体	①対象：林道 ②採択要件：国及び県補助事業の対象とならない事業 道路幅員が2.5m以上 ③対象事業費：10万円以上120万円以下 （土地改良区については10万円以上で上限はなし） ④補助率：50%以内	伯耆町土地改良事業等補助金交付要綱			10/10	森谷
災害復旧	土地改良事業補助金（災害復旧）	土地改良区及び集落、その他団体	①対象：農業用水路、農道、林道 ②採択要件：国及び県補助事業の対象とならない事業 ③対象事業費：10万円以上120万円以下 （土地改良区については10万円以上で上限はなし） ④補助率：50%以内	伯耆町土地改良事業等補助金交付要綱			10/10	森谷